

京 都 大 学 短 期 交 流 学 生 の 受 入 れ に 関 す る 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(受入期間)</p> <p>第 3 短期交流学生の受入期間は3月以内とする。<u>ただし、特別の事情があるときは、これを延長することができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(受入手続)</p> <p>第 5 部局の長は、<u>外国の大学と協議のうえ、当該外国の大学から申出があったときは</u>、当該部局の定めるところにより、短期交流学生として受入れを許可する。</p> <p>(入学科等)</p> <p>第 6 短期交流学生として入学する者は、入学科の納付を要しない。</p> <p>2 短期交流学生の授業料は、月額29,700円とし、所定の期日までに在学期間に係る全額を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において締結した大学間協定（部局間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるものに限る。）に基づき受け入れるときは、授業料の納付を要しない。</p> <p>4 受理した授業料は、返還しない。</p> <p>5 所定の期日までに授業料を納めないときは、受入れの許可を取り消す。</p> <p>(中 略)</p> <p>(国内の大学又は大学院の学生の取扱い)</p> <p>第 8 <u>国際交流を目的とするプログラム（総長が指定するものに限る。）</u>において受け入れる国内の大学の学生又は国内の大学の大学院の学生については、この要項により受け入れる短期交流学生に準じて取り扱うことができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(受入期間)</p> <p>第 3 短期交流学生の受入期間は3月以内とする。<u>なお、第4の規定による受入部局が特に必要と認めた場合は、3月を限度として当初の受入期間を延長することができる。</u></p> <p>(受入手続)</p> <p>第 5 部局の長は、当該部局の定めるところにより、短期交流学生として受入れを許可する。</p> <p>(入学科等)</p> <p>第 6 } 2 } (同 左) 3 } 4 } 5 } (同 左)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において締結した大学間協定（部局間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるものに限る。）<u>又は国際交流を目的とするプログラム（総長が指定するものに限る。以下同じ。）</u>に基づき受け入れるときは、授業料の納付を要しない。</p> <p>4 } 5 } (同 左)</p> <p>(国内の大学又は大学院の学生の取扱い)</p> <p>第 8 <u>第6第3項の国際交流を目的とするプログラム</u>において受け入れる国内の大学の学生又は国内の大学の大学院の学生については、この要項により受け入れる短期交流学生に準じて取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年6月総長裁定）</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和6年6月14日から実施し、令和6年5月1日から適用する。</p>